

## 11 情報・意思疎通支援

### 1. 郵便等による不在者投票

窓口 選挙管理委員会 (TEL 822-8499)

【対象】ア 身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかの要件に該当する人

○両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級

○免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級

イ 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

【内容】国政選挙や地方選挙の際、郵便などによる不在者投票をすることができます。なお、上記に該当する人で上肢または視覚の障害の程度が1級である人は代理記載で郵便などによる不在者投票をすることができます。

【手続】事前に選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙などを請求してください。

### 2. 点字版・録音版広報紙の発行

窓口 点字図書館 (TEL 822-6712)

【対象】視覚障害者

【内容】広報よこすかの点字版または録音版を送付します。

【手続】身体障害者手帳

### 3. 110番アプリシステム・FAX110番

窓口 警察庁・県警本部

聴覚、音声機能または言語機能障害のある人が、スマートフォン・携帯電話のメール、ファクスを利用して警察へ通報できるシステムです。緊急に警察官に来てほしいときなどに利用できます。

詳しくは、警察庁（110番アプリシステム）、県警本部（FAX110番）のホームページをご覧ください。

### 4. FAX119番

窓口 障害福祉課

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のファクスを利用した通信手段です。

火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

ファクス番号 119（無料）（消防局に設置されています。）

### 5. NET119サービス

窓口 消防局指令課

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のスマートフォン・携帯電話を利用した通信手段です。

火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

事前にNET119サービスの登録申請が必要です。

【手続】携帯電話もしくはスマートフォン

【窓口】消防局指令課 （電話 821-6461 FAX 823-8406）

## 6. ファクス防災無線放送

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚障害者

【内容】ファクスによる防災無線放送の情報提供を行います。事前に登録が必要です。

【手続】障害福祉課でお申し込みください。

【備考】障害の有無に関わらず、メールやLINEで防災無線放送の情報提供を受けることができます。詳しくは、危機管理課のホームページをご覧ください。

## 7. ファクス使用料金の助成

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚、音声機能または言語機能障害3級以上で、所得税非課税世帯に属する人

【内容】ファクス使用料金（現行月額1,600円）の2分の1を助成します。

【手続】身体障害者手帳、市民税課税（非課税）証明書（必要時）

## 8. 聴覚障害者用シールの配布

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚障害者またはシールを必要とする医療機関など

【内容】聴覚障害者であることを示すシンボルマークのシールを配布します。預貯金通帳や医療機関の診察券などに貼って利用します。

## 9. 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口 障害福祉課

【対象】聴覚、音声機能または言語機能障害がある人

【内容】公的機関や病院などへ行くときに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

さらに、夜間、休祭日に疾病などのため病院などへの緊急の受診が必要となった場合には、あらかじめ消防局に登録された手話通訳者や要約筆記者を医療機関などに派遣します。

【手続】身体障害者手帳

## 10. 盲ろう者通訳・介助員の派遣

窓口 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

【対象】視覚障害または聴覚障害の程度が4級以上で、視覚障害と聴覚障害との重複による障害の程度が1級または2級の身体障害者手帳を持っている人

【内容】外出時の情報保障・コミュニケーション支援と移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

【窓口】社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会（〒251-8533 藤沢市藤沢933-2）  
電話 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

【手続】事前に、窓口で利用登録が必要です。

## 11. 失語症者向け意思疎通支援者派遣

窓口 神奈川県言語聴覚士会

【対象】神奈川県在住、失語症により意思疎通を図ることが困難な方

【内容】意思疎通を図ることが困難な失語症者に、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

【窓口】神奈川県言語聴覚士会（失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ）

【手続】郵送またはメールで事前利用登録が必要です。

Eメール [ishisotsuu@kanagawa-slht.org](mailto:ishisotsuu@kanagawa-slht.org)

※詳細は神奈川県言語聴覚士会ホームページ (<https://www.kanagawa-slht.org>) 失語症者向け意思疎通支援事業をご参照ください。

## 12. 聴覚障害者相談員

窓口 障害福祉課

【対象】手話による意思疎通のできる聴覚障害者

【内容】各種の手続や相談などがスムーズに行われるよう、障害福祉課に手話のできる聴覚障害者相談員がいます。

## 13. 手話・要約筆記を学ぶ

窓口 障害福祉課

### (1) 横須賀市手話講習会・横須賀市手話通訳者養成講習会

【対象】○聴覚障害者と健常者とのコミュニケーションを図るための手話を学習したい人

○手話通訳者を目指す人

【内容】手話の普及と、手話通訳者の養成をします。

手話講習会（初級）・手話通訳者養成講習会（基本、応用）

【会場】総合福祉会館

### (2) 神奈川県手話通訳者養成講習会

【対象】手話通訳者を目指す人

【内容】手話通訳者の養成をします。

横須賀市手話通訳者養成講習会修了者等が参加申込できます。

【会場】神奈川県聴覚障害者福祉センター（藤沢市）

### (3) 神奈川県要約筆記者（パソコン）養成講習会

【対象】要約筆記者を目指す人

【内容】パソコン要約筆記者の養成をします。

【会場】神奈川県聴覚障害者福祉センター（藤沢市）

※要約筆記とは聞こえの不自由な人に音声文字で伝える筆記通訳のことです。